# ◆寄附金税額控除

前年中に、対象となる団体に対して寄附をしたときは、次の額が控除されます

対象団体	【控除額D】				余対象限度額	
<ul><li>・佐賀県共同募金会</li><li>・日本赤十字社佐賀県支部</li><li>・伊万里市(佐賀県)が</li><li>条例で定める団体</li></ul>	【基本控》	涂額A】 額 − 2,000)× 1	0%	ち、	付金総額のう 総所得金額の %が対象限度	
地方公共団体 (ふるさと納税)	(寄附金額	【特例控除額B】(基本控除額Aに加えて) 額 ※複数署   (寄附金額 - 2, 000) × 下記【割合C】 あった場合した金額   部は、調整控除後の所得割の2割が限度です した金額				
課税総所得金額			【割合C】			
0円	~	1, 950, 000 円	84. 895 %			
1, 950, 001 円	~	3, 300, 000 円	79. 790 %			
3, 300, 001 円	~	6, 950, 000 円	69. 580 %			
6, 950, 001 円	~	9, 000, 000 円	66. 517 %			
9, 000, 001 円	~	18, 000, 000 円	56. 307 %			
18, 000, 001 円	~	40, 000, 000 円	49. 160 %			
40,000,001円	~		44. 055 %			

※ 人的控除差調整額 = 所得税と住民税の人的控除の差の合計額(下表のとおり)

控除の	種類	控除額	控除の種類		控除額			
基礎控除		5万	本人(納税者	)の所得	-	- 1 2 2		
	普通	1万		一般	H30	5万		
障がい者控除	特別	10万	│	H31	5万	4万	2万	
	同居特別	22 万		H30	10 万			
	普通	1万		老人	H31	10万	6万	3万
寡婦控除	特別	5万		38 万円超 40 万円未	H30	5万		
寡夫控除		1万		満	H31	5万	4万	2万
勤労学生控除		1万	配偶者特別控除	40 万円以	H30	3万		
	一般	5万		上 45 万円 未満	H31	3万	2万	1万
扶養控除	特定	18万	① 900 万円 以下					
	老人	10 万						
	同居老親	13 万	③ 950 万円 超 1,000 万円 以下					

## ◆ふるさと納税ワンストップ特例制度について

都道府県や市区町村に対し寄附(ふるさと納税)を行った場合、ふるさと納税を行った自治体に、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することで、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除が受けられる制度です <※平成27年4月1日以降>

#### ◎ワンストップ特例制度の対象となる人

所得が給与所得のみで勤務先で年末調整を行う人など、確定申告および住民税申告の必要が無く、ふるさと納税を行う自治体が5団体までの人

#### ◎ワンストップ特例制度の注意事項

ワンストップ特例の申請を行った人で、ふるさと納税を行う自治体が5団体を超える人、医療費控除の追加などで確定申告を行う人については、ワンストップ特例申請が無効となるため、別途、寄附金控除追加の申告も必要となります

申告特例控除額(ワンストップ特例)の計算

【控除額D】 = 【基本控除額A】 + 【特例控除額B】 (

【申告特例控除額F】 = 【特例控除額B】 × 下記【割合E】 が 加算されます

課税総所得金額 - ※人的控除差調整額			【割合E】			
0 円	~	1, 950, 000 円	5. 105	÷	84. 895	
1, 950, 001 円	~	3, 300, 000 円	10. 210	÷	79. 790	
3, 300, 001 円	~	6, 950, 000 円	20. 420	÷	69. 580	
6, 950, 001 円	~	9, 000, 000 円	23. 483	÷	66. 517	
9, 000, 001 円	~		33. 693	÷	56. 307	

《計算例》 伊万里太郎さんが伊万里市役所(地方公共団体)に35,000円を寄附

・夫婦二人、配偶者控除、社会保険料控除あり、太郎さんの給与年収約600万、

【割合C】=79.790%の場合

太郎さん	所得割	均等割	小計	合計		所得割額
市民税	① <u>180, 000</u> 円	3, 500 円	183, 500 円	00F F00 H		Посо сос
県民税	② <u>120, 000</u> 円	2, 000 円	122, 000 円	· <u>305, 500</u> 円		300, 000円

{(35, 000円-2, 000円) × 10%} + {(35, 000円-2, 000円) × 【割合C】}

3, 3000円 × 10% ···【A】 +

33,000円  $\times$  79.790% … [B] 3,300円 + 26,331円 = 2

9,631円···【D】 ※ 部は所得割(①+②=30万)の2割が限度

市民税控除額 29,631 円 × 5分の3 =

17, 779 円 (17, 800)

県民税控除額 29,631 円 × 5分の2 =

11, 853 円 (11, 900)

		所得割	均等割	小計	合計
寄附金税額控除後	市民税	162, 200 円	3, 500 円	165, 700 円	075 900 M
	県民税	<u>108, 100</u> 円	2, 000 円	110, 100 円	<u>275, 800</u> 円

### ☆ワンストップ特例制度を利用した場合、さらに申告特例控除額が追加されます

{(35,000円-2,000円)×【割合C】} × 【割合E】

33,000円 × 79.790% × 10.210 ÷ 79.790 = 3,370円···【F】

3, 300円 + 26, 331円 + 3, 370円 = 33, 001円  $\cdots$  [A]+[B]+[F] (=[D]+[F])

市民税控除額 33,001 円 × 5分の3 = 19,801 円 <u>(19,900)</u> 県民税控除額 33,001 円 × 5分の2 = 13,201 円 <u>(13,300)</u>

13, 201 円 <u>(13, 300)</u>

寄附金税額控除後 ※ワンストップ特例追加		所得割	均等割	小計	合計
	市民税	160, 100円	3, 500 円	163, 600 円	272 200 M
	県民税	106, 700円	2, 000 円	108, 700 円	<u>272, 300</u> 円